

宇治で起業しませんか！？

新規創業や第二創業を行う方に対して、創業等に要する経費の一部を補助します

令和8年度

宇治市創業支援補助金

<創業支援補助金とは？>

令和8年3月～令和9年1月中に宇治市内で新規創業または第二創業される方に対し、創業に要する経費の1/3が補助されるものです。

募集期間

令和8年6月29日(月)～9月30日(金)

※プレゼン審査日 令和8年11月13日(金)予定



補助金概要

補助率：補助対象経費の3分の1以内

補助上限額：最大180万円（基礎分100万円＋加算分80万円）

- 補助対象者
- ①令和8年3月1日～令和9年1月31日の間に創業する者
 - ②市内に事業所を設置する者(個人事業主は市内に住所要)
 - ③保証協会の対象業種・企業規模に該当する事業を行う者
 - ④日本政策金融公庫の融資又は保証協会の保証付き融資を利用する者
- ※以上のほか、募集要項に記載の全ての条件を満たす必要があります

補助対象経費

以下は対象経費の一例です

- 工事費・修繕費・・・市内店舗の開設に伴う外内装工事費用
- 備品購入費・・・市内の店舗等で使用する備品の調達費用(消耗品費不可)
- 広報費・・・パンフレット印刷費やチラシ作成費用



▼お申込み・お問い合わせ先 詳細は募集要項又はHPをご覧ください。

(募集要項)

宇治市 産業振興課 成長支援係

☎ 0774-39-9621

MAIL : sangyoushinkouka@city.uji.Kyoto.jp

宇治市 創業 補助金

検索

